

## 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 (新設)のご案内

### 助成金の趣旨

障害者に配慮した事業施設・設備を設置し、重度障害者などを多数雇用した上で、地域の障害者雇用に特に貢献すると認められる事業主に対し、助成金を支給します。

### 助成内容

下記(1)(2)を満たす事業主に対して、対象障害者のための事業施設・設備を設置するのに要した費用の一部を助成します。

(1)重度身体障害者・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く）・精神障害者（以下、対象障害者）について、以下の全てを満たすこと

- ① 常用労働者として、新規に10人以上雇用
- ② 継続して雇用している対象障害者と①との合計が15人以上
- ③ ②の対象障害者の全常用労働者に占める割合が2/10以上

(2)地域の障害者雇用に特に貢献すると認められる事業主であること

対象障害者数	助成率	限度額
15人以上 (うち新規雇用10人以上)	2/3 (※1)	1億円 (※2)

※1 第3セクター企業等の事業主である場合は3/4

※2 第3セクター企業、特例子会社等の事業主は、支給対象障害者数の人数に応じて次の①②の限度額を適用。

- ①支給対象障害者数20人以上（うち新規雇用15人以上）：1億5千万円
- ②支給対象障害者数25人以上（うち新規雇用20人以上）：2億円



## 受給資格認定申請の手続き

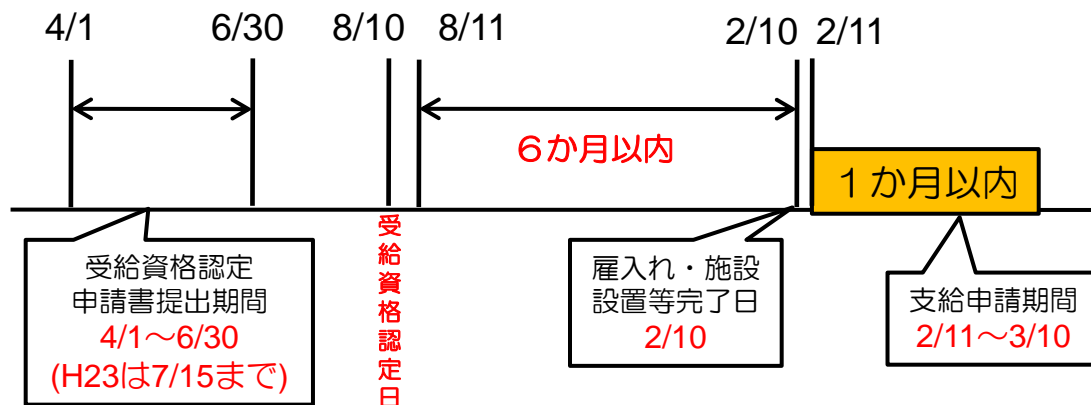
支給を受けるためには、**毎年度4月から6月まで(※)の間**に、事業計画書等の必要な書類を添えて受給資格認定申請書を対象労働者を雇い入れようとする事業所の**所在地を管轄する労働局又はハローワーク**に提出し、管轄する労働局長の認定を受ける必要があります。

**※平成23年度は7月15日(金)までとします。**

## 支給申請の手続き

受給資格認定を受けた日の翌日から起算して**6か月以内**に、**支給対象障害者の雇い入れと事業施設の設置等を完了**する必要があります。その完了日の翌日から起算して1か月以内に、支給申請書を必要な書類を添えて事業所の**所在地を管轄する労働局またハローワーク**に提出してください。

### 【例】雇入れ・施設設置等の期間



## 利用に当たっての注意点

- 受給資格認定前に施設設置等に着手した場合は、助成金は支給されません。
- 労働局長が受給資格の認定を行う前に、厚生労働本省に設置する受給資格認定審査委員会に協議することとなり、当該委員会から資料の提出等を求められることがあります。
- 事業主の親会社等、関連性の高い事業所に在籍しており、解雇等、事業主の都合により離職した者を対象労働者として雇い入れる場合、助成金が支給されないことがあります。
- 新規雇入れに係る支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書を受理した日の前日までの間に、①被保険者を事業主都合により解雇している場合、②同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）支給対象となりません。

この他、助成金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。